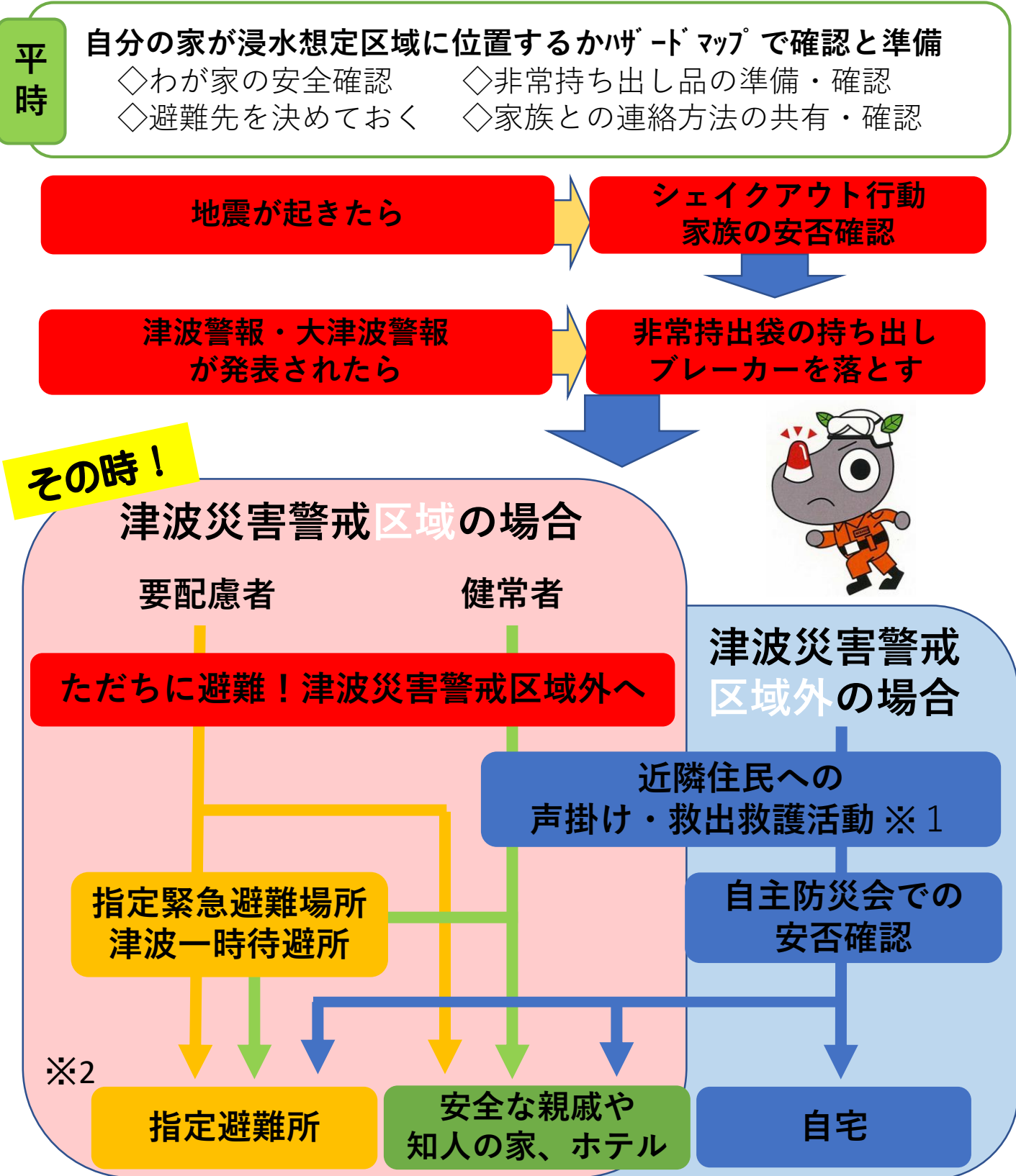


地震と風水害の避難について

地震・津波発生時の「避難行動判定フロー」



※1 津波災害警戒区域の場合、津波到達時間の考慮が必要
※2 要配慮者については、救助車両等で指定避難所まで送ることを想定
注) 昼間発災の場合は、保育園・幼稚園、小中学校・高校については、各施設の判断によるが、校舎の上層階への避難を想定

「避難」とは「難」を避けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

台風・豪雨発生時の「避難行動判定フロー」

平時 自分の家が浸水想定区域に位置するかハザードマップで確認
◇わが家の安全確認 ◇非常持ち出し品の準備・確認
◇避難先を決めておく ◇家族との連絡方法の共有・確認

警戒レベル	気象情報(気象庁)	避難情報(市)	避難行動
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！
避難完了			
4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	避難指示	危険な場所から全員避難
3	大雨警報(土砂災害)(浸水害) 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	高齢者や避難に時間がかかる人は避難を開始
2	大雨・洪水・高潮注意報等 氾濫注意情報		ハザードマップ等で避難行動を確認
1	早期注意情報		テレビ等で雨や川に関する情報を集める

避難情報発令

非常持出袋の持ち出し

その時！



浸水想定区域の場合
土砂災害（特別）警戒区域の場合

ただちに避難！浸水想定区域外へ
土砂災害（特別）警戒区域外へ

要配慮者

健常者

レベル3で
避難行動開始

レベル4まで
に避難完了

指定緊急避難場所

指定避難所

安全な親戚や
知人の家、ホテル

自宅

浸水想定区域外の場合
土砂災害（特別）警戒区域外の場合

周りと比べて低い土地や
崖のそばにお住まいの方は、
避難情報を参考に必要に応じて避難

「避難」とは「難」を避けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

●用語の定義

指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために 緊急的に避難する場所 。
津波一時待避所	津波発生時に、万が一逃げ遅れたり、身体が不自由等の理由で遠くまで逃げるのが困難な方が、緊急的に避難して津波から身を守るためのできる施設。 (健常者については、津波災害警戒区域外への避難を原則とする。)
指定避難所	災害により 自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設 。 また、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する施設。

●指定避難所

災害種別	指定避難所
地震のみ（津波なし）の場合	白浜小学校
浸水想定区域の施設が使えなくなった場合 (津波警報もしくは大津波警報発表時)	吉良温泉観光組合（宿泊施設）
洪水	白浜小学校（※）
高潮	白浜小学校
土砂災害	白浜小学校

※ 大規模水害時には体育館が使用できない可能性があります。

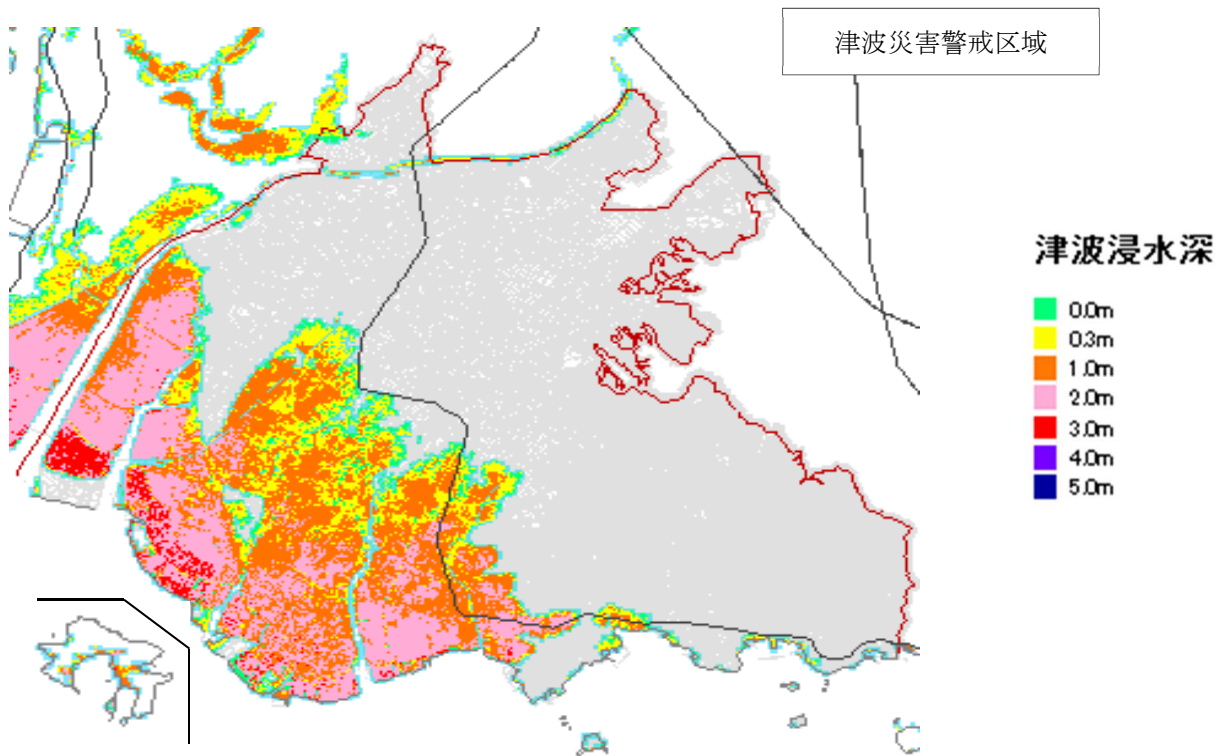
みなさまへのお願い

津波発生時には、浸水想定区域にお住まいの方がみなさまの地域に避難をし、共に避難所生活を送ることになる場合がありますので、他地域の避難者の受け入れにご協力ください。

●津波避難の考え方

津波発生時には、直ちに避難行動を開始してください。

平成 26 年に愛知県から示された津波の被害想定では、本市は下図のように市域の約 3 分の 1 が浸水すると示されております。



○ 避難の条件

1. 津波災害警戒区域外への避難を原則とすること

(上図の着色されていない地域へ避難)

2. 津波災害警戒区域における 6 つの河川等にかかる橋は渡らないこと

矢作川・矢作古川・北浜川・矢崎川・平坂入江・一色排水路の橋

※津波避難には時間的制約があることから、万が一、橋梁が被害を受けており、渡れなかった場合には、津波に追いつかれ、命を落とす可能性があるため

※津波避難に関する詳細につきましては、市ホームページ「西尾市津波避難計画」をご覧ください。
だくか、下の問合先までご連絡ください。

【問合先】 西尾市 危機管理局 危機管理課 防災担当 65—2137 (直通)